

2 民間給与関係資料

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された11,235事業所

- (ア) 農業，林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業，採石業，砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業，郵便業
- (ケ) 卸売業，小売業
- (コ) 金融業，保険業
- (サ) 不動産業，物品賃貸業
- (シ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業，飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (ソ) 教育，学習支援業
- (タ) 医療，福祉
- (チ) 複合サービス事業
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

イ 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から1,282事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

ウ 調査実人員

62,472人（うち初任給関係職種6,342人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企 業 規 模	規 模 計				
		3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 , 林 業 , 漁 業	1	0	0	0	1	0
鉱業,採石業,砂利採取業、 建設業	73	9	14	18	28	4
製 造 業	189	38	35	39	61	16
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	233	32	29	24	100	48
卸 売 業 , 小 売 業	150	18	27	22	66	17
金 融 業 , 保 険 業 、 不動産業,物品賃貸業	96	32	15	12	27	10
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医療,福祉、サービス業	198	34	27	34	77	26
計	940	163	147	149	360	121

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が342事業所あった。

2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第 11 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	88.4 %	86.8 %	28.2 %	4.5 %	54.1 %	1.6 %	11.6 %
課 長 級	81.1 %	80.0 %	27.4 %	3.4 %	49.2 %	1.1 %	18.9 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 12 表 民間における定期昇給制度の状況

項 目 役職段階	定 期 昇 給 制 度 の 内 容		
	自動昇給	査定昇給	昇格昇給
係 員	28.7 %	78.6 %	44.6 %
課 長 級	22.0 %	73.2 %	42.1 %

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 13 表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	14,325 円
配 偶 者 と 子 1 人	21,656 円
配 偶 者 と 子 2 人	28,413 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については6,000円（行政職給料表（一）4級等の職員は3,000円）、子については、1人につき9,000円である。

なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき4,000円が加算される。

第 14 表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	58.0 %
非 支 給	42.0 %

第 15 表 民間における冬季賞与の配分状況

区 分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係 員	52.2 %	47.8 %
課 長 級	45.2 %	54.8 %
部長級(非役員)	43.8 %	56.2 %

第 16 表 民間における特別給（賞与）の支給状況

企業規模		規模計		
			1,000人以上	1,000人未満
項目				
平均所定内給与月額	下半期	398,643 円	413,292 円	382,883 円
	上半期	399,548 円	412,190 円	385,692 円
特別給の支給額	下半期	900,619 円	1,006,258 円	781,138 円
	上半期	947,511 円	1,057,058 円	824,360 円
特別給の支給割合	下半期	2.26 月分	2.43 月分	2.04 月分
	上半期	2.37 月分	2.56 月分	2.14 月分
	年間計	4.63 月分	4.99 月分	4.18 月分

(注) 下半期とは平成 30 年 8 月から平成 31 年 1 月まで、上半期とは平成 31 年 2 月から令和元年 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 4.60 月である。

第 17 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	100 人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	210,619	209,211	211,168	212,694
		短 大 卒	183,317	180,478	185,853	* 178,850
		高 校 卒	172,184	172,147	172,192	* 172,254
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	214,207	221,388	215,419	198,163
		短 大 卒	191,084	* 206,817	193,670	* 149,596
		高 校 卒	180,989	* 178,060	181,065	* 185,304
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	211,593	211,387	212,396	205,814
		短 大 卒	186,194	184,722	189,414	* 166,882
		高 校 卒	176,288	174,049	176,757	* 178,766
新 卒 研 究 員		大 学 卒	* 213,743	—	* 213,743	—
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	x	—	x	—
		高 校 卒	—	—	—	—
準 新 卒 医 師		大 学 卒	x	x	—	—
準 新 卒 薬 剤 師		大 学 卒	* 220,666	* 221,349	* 219,229	—
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師		養 成 所 卒	x	x	—	—
新 卒 栄 養 士		短 大 卒	x	—	x	—
準 新 卒 看 護 師		養 成 所 卒	* 224,714	* 230,996	* 212,255	—
準 新 卒 准 看 護 師		養 成 所 卒	* 179,281	x	* 178,455	—
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	x	—	x	—
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	—	—	—	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成30年度中に資格免許を取得し、平成31年4月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成28年3月大学卒業後、平成28年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成31年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は調査事業所が1事業所、「*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第 18 表 企業規模別、職種別平均給与額等

その1 全 職 種

事務・技術関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	52.0	827,884	826,900	984	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	51.5	729,706	728,276	1,430	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	49.3	653,596	641,080	12,516	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	47.5	590,808	578,372	12,436	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	44.2	590,902	550,384	40,518	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	42.1	473,897	412,427	61,470	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	40.1	397,563	352,648	44,915	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	35.7	348,844	300,698	48,146	
工 場 長	51.4	632,991	630,855	2,136	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	51.5	716,427	714,483	1,944	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	51.0	688,566	685,242	3,324	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	48.6	601,823	593,716	8,107	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	43.7	555,422	467,801	87,621	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	42.2	482,275	404,392	77,883	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	37.5	408,958	338,679	70,279	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	33.5	353,123	299,225	53,898	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第18表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第18表において同じ。）。

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第18表において同じ。）。

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第18表において同じ。）。

研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
研 究 所 長		52.0	783,890	783,890	0	構成員50人以上の所の長
研 究 部 (課) 長		48.8	640,319	634,856	5,463	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室 (係) 長		45.5	469,620	446,679	22,941	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員		48.8	550,073	525,259	24,814	下記研究員より上位の者
研 究 員		35.1	377,330	336,199	41,131	
研 究 補 助 員		27.3	298,366	258,132	40,234	

医療関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
病 院 長		56.4	1,241,899	1,241,899	0	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長		54.5	1,240,264	1,117,701	122,563	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長		52.2	1,178,354	1,024,903	153,451	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師		49.2	746,990	726,527	20,463	
歯 科 医 師		36.3	398,275	378,580	19,695	
薬 局 長		48.1	548,123	530,365	17,758	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師		37.1	384,929	338,160	46,769	
診 療 放 射 線 技 師		39.5	407,754	369,530	38,224	
臨 床 検 査 技 師		39.5	376,461	341,072	35,389	
栄 養 士		38.6	340,707	311,995	28,712	
理 学 療 法 士		33.2	313,903	290,961	22,942	
作 業 療 法 士		32.1	294,443	268,858	25,585	
総 看 護 師 長		53.1	641,857	633,431	8,426	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長		46.3	455,893	418,474	37,419	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師		40.7	417,825	371,575	46,250	
准 看 護 師		46.6	348,183	298,794	49,389	

教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
大 学 学 長		58.0	898,800	898,800	0	
大 学 副 学 長		57.6	837,168	837,168	0	
大 学 学 部 長		59.8	835,430	801,148	34,282	
大 学 教 授		55.2	693,843	690,350	3,493	
大 学 准 教 授		47.6	563,057	559,215	3,842	
大 学 講 師		48.3	479,044	474,725	4,319	
大 学 助 教		43.8	424,176	383,943	40,233	
高 等 学 校 校 長		60.2	893,491	888,874	4,617	
高 等 学 校 教 頭		55.0	707,009	701,662	5,347	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		48.8	668,936	668,936	0	
高 等 学 校 指 導 教 諭		58.0	688,814	688,814	0	
高 等 学 校 教 諭		44.9	553,436	549,480	3,956	

海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
船 長 ・ 機 関 長		48.4	945,313	721,290	224,023	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士		37.8	802,969	465,551	337,418	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士		29.3	579,386	405,413	173,973	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士		25.6	581,030	330,110	250,920	
運 航 士		—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長		47.3	496,853	398,519	98,334	
甲 板 手 ・ 操 機 手		43.6	521,491	323,275	198,216	
甲 板 員 ・ 機 関 員		25.0	441,497	229,455	212,042	

技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
電 話 交 換 手		46.4	211,095	208,113	2,982	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
自家用乗用自動車運転手		47.1	411,998	294,294	117,704	
守 衛		46.2	426,457	297,624	128,833	
用 務 員		45.3	356,367	356,367	0	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

区分 職種	平均 年齢	平均給与額			備考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支店長	52.2	920,273	918,988	1,285	構成員50人以上の支店(社)の長(5級)
事務部長	51.7	765,621	765,031	590	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(5級)
事務部次長	49.0	712,760	695,027	17,733	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(5級)
事務課長	47.7	621,416	608,167	13,249	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(4級)
事務課長代理	44.1	633,894	597,259	36,635	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
事務係長	41.6	508,477	438,139	70,338	係の長及び係長級専門職(3級)
事務主任	40.8	433,775	382,121	51,654	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
事務係員	36.4	371,840	315,734	56,106	(1級)
工場長	50.9	792,116	783,462	8,654	構成員50人以上の工場の長(5級)
技術部長	52.1	756,845	755,686	1,159	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(5級)
技術部次長	51.5	739,712	738,147	1,565	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(5級)
技術課長	49.1	629,213	623,473	5,740	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(4級)
技術課長代理	43.1	577,189	481,719	95,470	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
技術係長	43.6	520,313	439,869	80,444	係の長及び係長級専門職(3級)
技術主任	37.3	431,768	353,954	77,814	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
技術係員	32.9	370,879	309,784	61,095	(1級)

(注) 「備考」欄の()内は、行政職給料表(一)の対応級である(第18表その2において同じ。)

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
51.5			614,420	614,134	286	
事 務 部 長			684,965	682,387	2,578	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
51.4						
事 務 部 次 長			577,187	571,238	5,949	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
49.6						
事 務 課 長			531,551	521,432	10,119	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
47.4						
事 務 課 長 代 理			475,119	423,635	51,484	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
44.4						
事 務 係 長			425,848	376,233	49,615	係の長及び係長級専門職（2級）
42.8						
事 務 主 任			359,284	320,754	38,530	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
39.3						
事 務 係 員			323,080	283,761	39,319	（1級）
34.7						
工 場 長			580,842	580,842	0	構成員50人以上の工場の長（4級）
51.5						
技 術 部 長			626,507	623,224	3,283	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
50.3						
技 術 部 次 長			550,487	546,266	4,221	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
49.9						
技 術 課 長			513,489	499,842	13,647	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
46.9						
技 術 課 長 代 理			501,513	431,855	69,658	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
45.4						
技 術 係 長			458,137	379,775	78,362	係の長及び係長級専門職（2級）
40.9						
技 術 主 任			387,358	323,552	63,806	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
37.5						
技 術 係 員			335,946	290,012	45,934	（1級）
34.4						

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長	51.1	615,844	613,123	2,721	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）	
事 務 部 次 長	50.6	531,698	531,565	133	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）	
事 務 課 長	46.2	501,231	483,147	18,084	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）	
事 務 課 長 代 理	44.7	512,354	471,579	40,775	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）	
事 務 係 長	43.2	424,703	379,225	45,478	係の長及び係長級専門職（2級）	
事 務 主 任	39.9	346,698	315,652	31,046	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）	
事 務 係 員	37.1	325,671	286,580	39,091	（1級）	
工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長	48.8	579,079	571,665	7,414	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）	
技 術 部 次 長	48.8	531,191	497,994	33,197	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）	
技 術 課 長	47.1	478,699	444,208	34,491	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）	
技 術 課 長 代 理	45.4	468,058	419,063	48,995	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）	
技 術 係 長	41.7	392,019	335,580	56,439	係の長及び係長級専門職（2級）	
技 術 主 任	37.9	384,431	325,786	58,645	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）	
技 術 係 員	32.7	310,220	266,440	43,780	（1級）	